

# 青森県報

第二千五百六十五号

平成十七年  
十二月九日  
(金曜日)

## 目次

### 規則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

### 訓令

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令……………(秘書課) ……二

### 告示

軽油引取税に係る特約業者の指定……………(税務課) ……二

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(同) ……二

結核予防法による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……三

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……三

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……三

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……四

介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………(同) ……四

身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……四

児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……五

### 公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情システム課) ……五

右 同……………(同) ……五

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……六

選挙管理委員会

## 規則

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……七  
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……七  
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……七

### 正誤

平成十七年八月十七日定例告示中……………(林政課) ……八  
平成十七年十一月十一日号外第九十四号監査委員中……………(監査委員) ……八

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百八号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二の二を第十九条の二の三とし、第十九条の二の次に次の一条を加える。

(新幹線効果活用企画監)

第十九条の二の二 企画政策部に新幹線効果活用企画監を置く。

2 新幹線効果活用企画監は、新幹線開業効果の活用に関する事項を総括整理する。

### 附則

この規則は、平成十七年十二月十日から施行する。

## 訓令

青森県訓令甲第四十二号

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十二月九日

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県知事 三 村 申 吾

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令

青森県庁議運営規程（昭和三十七年四月青森県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「行政改革・危機管理監」の下に、「新幹線効果活用企画監」を加える。

附 則

この訓令は、平成十七年十二月十日から施行する。

告 示

青森県告示第九百十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第二項の規定により、北海道知事、宮城県知事、茨城県知事、東京都知事及び富山県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項前段の規定により告示する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定期日
--------	--------	-----------------	------

広島交通株式会社	森本 吉則	北海道北広島市共栄町一丁目二〇の四	平成二七・九一
岩倉 光良		北海道有珠郡壮瞥町字滝之町二七五	二七・九二
有限会社熊谷プロパン店	熊谷 正美	宮城県登米市中田町上沼字弥勒寺大下六	二七・八元
茨城沿海地区漁業協同組合連合会	浅野 次男	茨城県水戸市三の丸一の一の三三	二七・一〇・一
株式会社山崎帝国堂	竹内 彪衛	東京都中央区日本橋一の一の三	二七・九一
有限会社大西石油	大西 史鴻	富山県南砺市細木二二六	"

青森県告示第九百十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定により、北海道知事、山形県知事、千葉県知事、東京都知事、富山県知事、愛知県知事、大阪府知事、兵庫県知事及び佐賀県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定期日
株式会社サンエナジー	芳井 秀人	北海道川上郡弟子屈町川湯温泉一丁目一の一七	平成二七・九七
仁藤 敏也		山形県寒河江市若葉町九の六	二七・七三
山田総業株式会社	山田 浩治	千葉県千葉市稲毛区園生町三八七の一	二七・九三
利根商事株式会社	松本 正男	千葉県野田市花井二八五の一	二七・六三

東洋物産株式会社	松本 繁樹	千葉県船橋市高瀬町六二の二	一七・九三〇
中西瀝青株式会社	山腰 正大	東京都中央区八重洲一の二の一	"
フジ七食品工業株式会社	石黒 哲雄	富山県富山市三郷二七	一七・九一六
株式会社加藤石油	加藤 鎮男	愛知県宝飯郡御津町西方日暮一の一	一七・六三〇
大阪府漁業協同組合連合会	川本 信義	大阪府岸和田市地蔵浜町一の一	一七・九三〇
山口商事株式会社	山口 利一	兵庫県尼崎市名神町一丁目七の三三三	一七・九一
正興産業株式会社	秋田 博正	兵庫県神戸市東灘区田中町一丁目一の一三	一七・七七一
富士石油株式会社	立花 はま	兵庫県洲本市栄町一丁目一の一七	"
有限会社大町石油	内田 敏朗	佐賀県杵島郡大町町大字福母一四九の二	一七・九三〇

青森県告示第九百十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條第一項の規定により、同法第三十四條及び第三十五條に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すこやか調剤薬局 ふじの調剤薬局 調剤薬局ツルハドラッグ 新井田店	三沢市大町二丁目九の二二 弘前市大字藤野二丁目六の一 八戸市大字新井田字法光野三三の六	平成一七・二・二一 一七・三・一 "

つきす調剤薬局

つがる市木造浮巢四五の一

"

青森県告示第九百十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
財団法人シルバリーハピリティー シヨン協会シルバリー温泉病院	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四四	平成一七・一〇・三

青森県告示第九百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八條第一号の規定により公示する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
有限会社サ ンライズ	五所川原市大字 漆川字袖掛一五 の一	訪問介護	訪問介護事 業所あおぞ ら	五所川原市大字 漆川字袖掛一五 の一	平成 一七・二・一六
有限会社サ ンライズ	五所川原市大字 漆川字袖掛一五 の一	訪問看護	訪問看護ス テーション あおぞら	五所川原市大字 漆川字袖掛一五 の一	"

社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会
川町二〇八の二	東津軽郡外ヶ浜市野田	川町二〇八の二	東津軽郡外ヶ浜市野田	川町二〇八の二	東津軽郡外ヶ浜市野田
訪問介護	訪問介護	訪問介護	短期入所生活介護	通所介護	訪問介護
介護事業所	外ヶ浜町社協訪問入浴	外ヶ浜町社協訪問入浴	特別養護老人ホーム	外ヶ浜町社協通所介護	外ヶ浜町社協訪問介護
東津軽郡外ヶ浜市野田四三	東津軽郡外ヶ浜市野田四三	東津軽郡外ヶ浜市野田四三	東津軽郡外ヶ浜市野田三	東津軽郡外ヶ浜市野田一	東津軽郡外ヶ浜市野田一
"	"	"	"	"	一七・三・一

青森県告示第九百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三村 申 吾

名称	指定居宅介護支援事業者
主たる所在地	居宅介護支援事業を行う事業所
名称	
所在地	
年月日	指定

有限会社サンライズ	五所川原市大字漆川一五	居宅介護支援事業所あおぞら	五所川原市大字漆川一五	平成二七・二・六
社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜市野田一	外ヶ浜町社協居宅介護支援事業所	東津軽郡外ヶ浜市野田一	一七・三・一
社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜市野田一	外ヶ浜町社協居宅介護支援事業所	東津軽郡外ヶ浜市野田一	"

青森県告示第九百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三村 申 吾

名称	特別養護老人ホームあんじんの郷	開設の場所	東津軽郡外ヶ浜町字平館野田川三三二の三	指定年月日	平成二七・三・一
----	-----------------	-------	---------------------	-------	----------

青森県告示第九百二十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三村 申 吾

名称	指定居宅支援事業者	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	年月日	指定
主たる所在地				
名称				
所在地				

有限会社工 ムケイ商事	青森市はまなす 二丁目一八の一	居宅介護 等事業	ヘルパース テイション ほのぼの	青森市はまなす 二丁目一八の一 三浦歯科二 階	平成 一七・三・一
----------------	--------------------	-------------	------------------------	----------------------------------	--------------

青森県告示第九百二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	児童居宅 支援の種 類	児童居宅生活支援事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地
特定非営利 活動法人あ ーると	五所川原市金木 町朝日山八五の 四	障がい児・ 者支援セン タースタジ オピータ	五所川原市若葉 三丁目一の一三 六
	ビスイサー ブス事業		平成 一七・三・一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

統合庶務システム連携等機能開発業務（一）委託一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年十月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

六 契約金額

三千九百四十六万九千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

統合庶務システム構築導入業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目一の二

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年十月三十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士電機システムズ株式会社

東京都品川区大崎一丁目一の二

六 契約金額

五千二十六万四千五百五十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドリームサンワード八食店

八戸市大字長苗代字狐田五の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八食サービスエイト

八戸市大字河原木字神才二の二

代表取締役 福田眞幸

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンワード

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役 中村勝弘

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名	大規模小売店舗の面積	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の駐車場の位置及び収容台数	大規模小売店舗の積荷の位置及び面積	変更前		変更後		変更年月日
					面積	営業時間	面積	営業時間	
大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名	五、六三〇平方メートル	午前八時四十五分から午後九時十五分まで	三、四六台	五、三平方メートル	五、三〇平方メートル	九、三八五平方メートル	六、七二五	平成十七年十一月二十四日	平成十七年十一月二十四日
大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名	九、三八五平方メートル	午前八時四十五分から午後九時十五分まで	六、五一台（位置は、届出書添付図面のとおり）	二、〇三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）	九、三八五平方メートル	六、七二五	六、七二五	平成十七年十一月二十四日	平成十七年十一月二十四日

五 届出年月日

平成十七年十一月二十四日

六 届出書及び添付書類の縦覧

場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十七年十二月九日から平成十八年四月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年四月九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年十二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第十二条に規定す

選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称 自由民主党青森 県たばこ販売支 部	代表者 氏名 山本 基	会計責任 者氏名 立田宏秋	主たる事務所の所在地 青森市勝田二丁目三の一	届出 年月日 平成 二七・二・二
------------------------------------	-------------------	---------------------	---------------------------	---------------------------

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十七年十二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称 自由民主党板柳町 支部	異動事項 葛西 清人	新	旧 成田 肇	届出 年月日 平成 二七・二・二五
---------------------------	---------------	---	-----------	----------------------------

政党以外の政治団体

政治団体の名称 上山博一後援会	異動事項 代表者 荒道 鶴造	新	旧 桑原 一夫	届出 年月日 平成 二七・二・二
齊藤憲雄後援会	会計責任者 長崎 識義		野村 隆博	二七・二・二三

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年十二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県五所川原市第一支部	平成十七・八・三〇	平成十七・二・一
民主党青森県第4区総支部	一七・一〇・三	一七・二・一六

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日

青森スクラム10	平成十七・二・一	平成十七・二・四
河原木スクラム10	一七・一〇・三	一七・二・四
むつスクラム10	一七・一〇・三	一七・二・四
青省会	一七・二・二	一七・二・二
横山北斗後援会	一七・二・二	一七・二・二

正 誤

林 政 課

発行年月日	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
平成十七・八・一七	告 示	第六七八号	四	下	後ろか	字東赤石山一・大字小森町字矢倉山一の（以上の三筆について次の図に示す部分に限る。）	字東赤石山一（次の図に示す部分に限る。）

監査委員事務局

発行年月日	区分	ページ	段	行	誤	正
平成十七・二・二 号外第九四号	監査委員	一	上	後ろから一四	八四二四	八四一四

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭